

平成 28 年度佐倉市行政不服審査会（第 1 回）会議録

日時	平成 28 年 4 月 14 日（木）10 時～	場所	佐倉市役所議会棟 2 階第 2 委員会室
出席者	委員：海野委員、覚正委員、近藤委員、舩越委員、横田委員（五十音順）		
	事務局	飯島総務部長 須合行政管理課長 塩浜主査 木勢主任主事 今村主事	
	その他	傍聴者 0 名	
内 容			
<p>1. 議事</p> <p>（会長） それでは、第 1 回佐倉市行政不服審査会を開催させていただきます。</p> <p>（1）行政不服審査会の会議公開等について</p> <p style="padding-left: 20px;">ア. 会議の公開・非公開について</p> <p>（会長） この会議を公開すること及び第 2 回以降を非公開とすることについて御意見ございますか。</p> <p>（委員） 意見なし。</p> <p>（会長） それでは、第 1 回を公開、第 2 回以降を非公開とすることを決定いたします。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ. 会議録の作成方法及び確認方法について</p> <p>（会長） 会議録の作成方法及び確認方法について、事務局に説明を求めます。</p> <p>（事務局説明） 会議録は、事務局で作成し、会長に御確認いただいた上で、各委員に内容を御報告させていただきます。</p> <p>会議録は、内容が個別具体的になり、詳細が膨大となることが想定されるため、概要を記録する要録にしたいと考えております。</p> <p>また、会議録作成のため、会議を録音させていただくことを御了解いただきたいと考えております。</p> <p>第 1 回の会議録は、市政資料室及び佐倉市ホームページで公表したいと考えております。</p> <p>（会長）</p>			

会議録を要録として作成すること、今回の会議について市政資料室及び佐倉市ホームページで公表すること、会議を録音することの3点について御意見ございますか。

(委員)

意見なし。

(会長)

それでは、以上の3点について、事務局案のとおり決定いたします。

(2) 行政不服審査会の運営方法について

(会長)

行政不服審査会の運営方法について事務局に説明を求めます。

(事務局説明)

佐倉市行政不服審査会は、審査庁からの諮問に応じ、審理員が作成した意見書の内容について、調査審議の上、答申いただきます。

審査会は委員5人以内で組織いたしまして、諮問があった場合に、会議を原則として1回開催いたします。年間の審査請求の件数は、おおむね2～3件を見込んでおります。

なお、情報公開・個人情報に関する審査請求につきましては、その他の審査請求と異なる手続を行います。具体的には、情報公開・個人情報に関する審査請求につきましては、審理員の指名をせず、審査会への諮問をいたします。

事務局で作成した資料をご参考の上、審査会の運営について御審議いただけたらと考えております。

(会長)

行政不服審査会の運営方法について何か御意見ございますか。

(委員)

おおむね問題はないと思うのですが、事務局案2(2)⑦の答申で示す内容なのですが、おそらく内容はこれでよろしいかと思うのですが、順番が気になったのでご審議いただければと思います。

答申作成は、これらの4点について判断するということなのですが、いささか通常の答申例と順番が異なっているように思えるが、この順番で書いたことについて何か理由があるのでしょうか。

(木勢主任主事)

総務省の示した資料の中に書いてある順番どおりに並べてございます。

順番について委員の方々に御審議いただきまして、やりやすいように変更していただいて差し支えありません。

(委員)

おそらく、事実認定の誤認があると、それが判断に重大な影響を与えるので、事実認定が先に書いてあるものでしょう。

答申で示す段階では、この順序で書くということではなく、例えば、主張の要旨、審査庁の判断はこうであったが、事実認定はこうであるという順序になると推察します。このような趣旨でよろしいでしょうか。

(木勢主任主事)

はい。

(会長)

事務局案で示された 4 項目の順番で必ずしもやる必要はなく、事案に応じてということでもよろしいですね。

(木勢主任主事)

はい。

(会長)

審査請求があつてから委員会の開催までどの程度の時間がかかるのですか。

(木勢主任主事)

審査請求がありましてから、審理員による審理がございます。審理員は審査請求書を受け取ってから、まず処分庁に対して、弁明書の提出を求めます。その後、審理関係人に対して弁明書を通知し、審理関係人に反論書の提出を求めます。その後で審理員が必要に応じて口頭弁論を実施いたしますと、さらにお時間をいただくこととなります。それが無い場合であっても、審理員が審理員意見書を作成する時間がかかります。そのため、おおむね 1 か月半から 2 か月程度を見ていただければと思います。

(会長)

その後に、この委員会が開かれるというわけですね。

(木勢主任主事)

はい。

(会長)

いずれにしても、審査請求があれば、必ず 1 回審査会を開かなければならないわけだから、審査請求があつた段階で、日程を入れることが可能ということですね。

(木勢主任主事)

はい。ただ、諮問しない場合もございます。

(会長)

諮問しなければ、それはそれで流会にすればよいです。

おそらく、みなさんお忙しいでしょうから、1 か月後の日程を決めるのも簡単ではないでしょう。その審査請求があつた段階で、仮であっても日程を入れる

ような調整をしていただきたいと思います。

(塩浜主査)

できる限り、日程につきましては、早めに御提示して調整させていただきたいと思います。

(会長)

よろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、以上の質疑・意見交換を終えまして、佐倉市行政不服審査会の運営方法を決定いたします。

(会長)

以上をもちまして、第1回佐倉市行政不服審査会を閉会いたします。

(終了 : 10 時 30 分)